

# 公益社団法人物理探査学会定款（案）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人物理探査学会（The Society of Exploration Geophysicists of Japan）と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の議決によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（事業年度）

第3条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 この法人は物理探査学の学理及びその応用に係る技術の進歩、普及、並びに物理探査に携わる技術者の資質の向上を図り、もってわが国の学術文化、並びに社会の発展に貢献、寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 この法人は前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- （1） 物理探査学に係る専門知識・技術の普及、人材育成のための講演会、研究会活動等の事業
- （2） 物理探査技術の普及促進のための会誌、書籍の編集発行等の事業
- （3） 物理探査技術の普及促進、人材育成のための講座、セミナー開催等の事業
- （4） 物理探査技術の社会への貢献、活用のための技術開発、コンソーシアム等の事業
- （5） 物理探査に係る広報活動事業
- （6） 物理探査学に係る研究、活動に対する表彰事業
- （7） その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員及び社員

（法人の構成員）

第6条 この法人に次の会員を置く。

- （1） 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- （2） 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した法人及び団体
- （3） 名誉会員 この法人の発展に関して功績が特に顕著な個人で、社員総会で議決をもって推薦された個人

2 この法人の社員は正会員から選出された代議員をもって社員とする。

（入会）

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みを行い、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 名誉会員は会費を納めることを要しない。

3 既納の会費はいかなる事由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の会費支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 正会員及び名誉会員にあっては当該会員が死亡したとき、賛助会員にあっては解散したとき

(代議員)

第12条 この法人に80名以上120名以内の代議員を置く。

(代議員の選任)

第13条 代議員は正会員の中から正会員による代議員選挙により選出する。正会員は代議員選挙に立候補することができる。

- 2 全ての正会員は、等しく代議員を選挙する権利を有する。
- 3 代議員選挙は、別に定める規程に基づいて行う。
- 4 代議員の欠員が生じた場合は、別に定める規程に従い、速やかに欠員を補充する。

(代議員の職務と権利)

第14条 代議員は正会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。ただし、正会員は、法令で定められた次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行うことができる。

- (1) 定款の閲覧等
- (2) 社員名簿の閲覧等
- (3) 社員総会の議事録の閲覧等
- (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等
- (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等
- (6) 計算書類等の閲覧等
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等
- (8) 合併契約等の閲覧等

(代議員の任期)

第15条 代議員の任期は選任後原則2年とするが、その期間内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

- 2 欠員により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員の解任)

第16条 代議員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の議決により、解任することがで

きる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 前第9条から第11条により会員資格が喪失したと認められるとき

(代議員の報酬)

第17条 代議員は無報酬とする。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第18条 社員総会は社員をもって構成する。

(権限)

第19条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 代議員の解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 計算書類等の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 社員総会は定時社員総会として毎事業年度開始後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第21条 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が召集する。  
2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の召集を請求することができる。

(議長)

第22条 社員総会の議長は代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第23条 社員総会における議決権は社員1名につき1個とする。

(決議)

第24条 社員総会の決議は法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければ

ばならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から投票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上 20名以内

(2) 監事 3名以内

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は会長に就任する。

4 理事会はその決議によって第 2 項で選任された業務執行理事の中から副会長、常務理事を選任することができる。

5 特定の理事とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を越えてはならない。

6 監事にはこの法人の理事、その親族その他特殊な関係にある者及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 副会長は会長の職務を補佐する。

5 常務理事は理事会の議決に基づき、当法人の庶務に従事し、社員総会で決議した事項を処理する。

6 業務執行理事は3ヶ月に一回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 役員は社員総会の決議により解任することができる。

(役員報酬)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第34条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第35条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき、または代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除くものとする。

(議事録)

第37条 理事会の議事録については法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会計及び予算

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項により報告され承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに定款、会員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 代表理事は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は電子公告により行う。

## 第10章 細則

(細則)

第46条 この定款の執行に関する細則は理事会の議決によって別に定まる。

## 附則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人

設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、当該年度に限り第 3 条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は次のとおりとする。

理事 秋山伊佐雄

理事 内田利弘

理事 内田真人

理事 大久保泰邦

理事 太田陽一

理事 大塚俊道

理事 海江田秀志

理事 楠見晴重

理事 斉藤秀樹

理事 佐藤源之

理事 竹内睦雄

理事 辻本崇史

理事 中野 修

理事 山中浩明

理事 松岡俊文

理事 松尾公一

理事 三ヶ田均

理事 茂木 透

理事 六川修一

理事 渡辺文雄

監事 五十嵐邦彦

監事 河野雄平

- 4 この法人の最初の代表理事は六川修一とする。